

7人死亡事故

運転過失
致死傷罪

群馬県藤岡市の関越自動車道で7人が死亡したツアーバス事故で、前橋地検は22日、運転手の河野化山容疑者(43)を自動車運転過失致死傷罪で前橋地裁に起訴した。群馬県警は近く、河

野容疑者を道路運送法違反(無許可営業)容疑で再逮捕する方針だ。起訴状では、河野容疑者は4月29日未明、睡眠不足と疲労で居眠り状態のままバスを約50km走らせ、道路脇の防音

壁に衝突。乗客7人を死亡させ、38人に重軽傷を負わせたとしている。

県警は、バス運行会社「陸援隊」(千葉県印西市)の針生裕美秀社長(55)についても、旅客運送業の許可を持った自社の名義を河野容

士は、現状では事故の刑事責任を使用者に問える法律責任をより厳しく問えるよ

バス運転手を起訴

地検、遺族に内容説明

容認)容疑での立件も検討したが、河野容疑者が乗務前に休暇を取っていたことや、雇用形態が日雇いで詳しい乗務記録もないとみられるなどから難しいと判断した。

しかし、陸援隊については、運輸局の特別監査で過労防止措置の不適切さや運転手に健康診断を受けさせているなど多数の法令違法が見つかっている。交通事故に詳しい高山俊吉弁護士は、「陸援隊」や、ツアービジネスの旅行会社に対し「管理がしつかりしていれば防げた事故」と怒りをぶつけた。

川県の高校3年の孫娘を亡くした祖母(69)は「懲役7年では納得できない。大事な孫が死んでいるのに、悔しい……」と憤った。石川県の被害者の父親も「運転手を起訴して終わる話ではない」とし、バスを運行した

者に貸したとして道路運送法違反(名義貸し)容疑で立件する方針。当初は道交法違反(過労運転の下命・

責任をより厳しく問えるよ